

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
が休日
である
とき)

目 次

- ◇告 示 口頭による開示請求ができる個人情報(県民室)
- ◇人委告示 口頭による開示請求ができる個人情報(総務課)
- ◇企業局告 示 口頭による開示請求ができる個人情報(ク)

告 示

鳥取県告示第六百四十二号

鳥取県個人情報保護条例(平成十一年三月鳥取県条例第三号)第十九条第一項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を選定したので、鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成十一年九月鳥取県規則第六十一号)第十条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

試験種別	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
職員選考採用試験	第二次試験の試験種目ごとの得点 第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	最終試験結果の通知日から一月間	総務部職員課
保育士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表日から一月間	福祉保健部児童家庭課
鳥取県立保育専門学院入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	〃	〃
介護支援専門員実務研修受講試験	区分別得点及び総合得点	〃	福祉保健部長寿社会課
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	〃	福祉保健部医务課
鳥取県立歯科衛生専門学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	〃	〃
鳥取県立看護婦等養成施設入学選抜試験	〃	〃	〃
准看護婦試験	科目別得点及び総合得点	〃	〃
薬種商試験及び薬種商継承試験	〃	〃	〃
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	〃

調理師試験	総合得点	〃	福祉保健部健康対策課
クリーニング師試験	科目別得点、学科総合得点及び実地総合得点	〃	生活環境部県民生活課
ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	〃
計量証明事業主任計量者試験	総合得点	〃	商工労働部商政課
技能検定試験	科目別得点	〃	商工労働部労働能力開発課
職業訓練指導員試験	〃	〃	〃
改良普及員資格試験	〃	〃	農林水産部経営指導課
農業機械士技能検定試験	科目別得点及び総合得点	〃	〃
鳥取県立農業大学校入学選抜試験	科目別得点	〃	〃
家畜人口授精師養成講座	総合得点	〃	農林水産部畜産課
家畜受精卵移植師養成講座	〃	〃	〃
林業改良指導員資格試験	科目別得点及び総合得点	〃	農林水産部林務課
狩猟免許試験	知識試験の得点及び適性試験の結果	〃	農林水産部森林保全課
水産業改良普及員資格試験	総合得点	〃	農林水産部水産課

なお、職員選考採用試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百点満点に換算した得点によるものとする。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第三号）第十九条第一項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を選定したので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成十一年九月鳥取県規則第六十一号）第十条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十月二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

一 口頭による開示請求ができる個人情報等の内容等

個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間
鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）並びに鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）のうち試験の区分が一般事務及び学校事務のもの	第一次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位	第一次試験の不合格者にあつては第一次試験の合格者発表日から、第一次試験の合格者にあつては最終合格者発表日から一月間
鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）のうち試験の区分が警察事務のもの	第二次試験の受験者の試験種目ごとの得点	最終合格者発表日から一月間
	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃
	第一次試験の不合格者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位	第一次試験の合格者発表日から一月間

鳥取県警察官採用試験（大
学卒業程度）及び鳥取県警
察官採用試験（高校卒業程
度）

第一次試験の不合格者（警
視庁又は兵庫県の警察官を
併せて志望している者を除
く。）の試験種目ごとの得
点及び合計得点並びに第一
次試験における順位

第一次試験の合格者発表日
から一月間

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点
及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百点満点に換算した得点によるものとする。

二 開示請求ができる場所

鳥取県人事委員会事務局

三 開示請求ができる期間の特例

次の個人情報取扱事務について口頭による開示請求ができる期間は、一にかかわら
ず、平成十一年十月一日から同月二十九日までとする。

- (一) 平成十一年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- (二) 平成十一年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）

企 業 局 告 示

鳥取県企業局告示第一号

鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第三号）第十九条第一項の規定
に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報等を定めたので、鳥取県個人情報保護条
例施行規則（平成十一年九月鳥取県規則第六十一号）第十条の規定により次のとおり告
示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

口頭による開示請求 ができる個人情報取 扱事務の名称	内容	開示請求ができる期間	開示請求がで きる場所
職員採用選考試験 （現業職）	第一次試験の試験種 目ごとの得点及び合 計得点並びに第一 次試験における順位	第一次試験の不合格者にあつ ては第一次試験の試験結果 の通知日から、第一次試験 の合格者にあつては最終試 験結果の通知日から一月間	企業局総務課
	第二次試験の試験種 目ごとの得点	最終試験結果の通知日から 一月間	
	第一次試験の合計得 点と第二次試験の合 計得点との総合合計 得点及び最終順位		

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点
及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百点満点に換算した得点によるものとする。